

加入契約約款
(郡上ケーブルテレビネットワーク施設の業務エリア内での業務約款)

第1章 総則

(約款の適用)
第1条 シーシーエヌ株式会社(以下「CCN」といいます。)は、放送法の規定に従い、この加入契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)
第2条 CCNは、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の加入契約約款によります。

(加入の条件)
第3条 CCNの放送サービスを受ける場合、郡上市(郡上ケーブルテレビネットワーク施設(以下「GCN」といいます。))に加入していることを条件とします。

(用語の定義)
第4条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 放送サービス	有線一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
2 加入契約	CCNから放送サービスを受ける為の契約
3 加入申込	加入契約の申込
4 加入申込者	加入申込をした者
5 加入者	CCNと加入契約を締結した者
6 代理店	CCNと代理店契約を締結し、加入契約の取次、宅内設備の工事及び保守等を行う者
7 宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の保安器及びV-ONUの出方端子から受信機までに設置された機械、器具、電線その他電気的設備(セットトップボックス含む。)
8 多チャンネルサービス	CCNと契約を締結し、その対価を支払った場合にのみCCNのデジタル方式による番組を視聴できるようにする放送サービス。
9 セットトップボックス	CCNが貸与し、多チャンネルサービスを受信する為に受信機に接続されたコンバーター
10 受信機	加入者宅内のテレビ受像機
11 C-CASカード	セットトップボックス(以下「STB」といいます。)に挿入されることによりSTBを制御するICを組み込んだCCNが貸与するカード
12 B-CAS	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの略
13 B-CASカード	STBに挿入されることによりSTBを制御するICを組み込んだB-CASが貸与するカード
14 録画機能付きセットトップボックス(楽録)	CCNが貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続された録画機能を有するコンバーター(以下「楽録」といいます。)
15 再生機能及び録画機能付きセットトップボックス(ブルーレイ搭載楽録)	CCNが貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続されたブルーレイ録画機能を有するコンバーター(以下「ブルーレイ搭載楽録」といいます。)
16 契約書面	加入申込者の氏名、住所、放送サービスを受ける受信機の台数、利用を希望する放送サービスの種類等所定の事項を記入した申込書の控え

第2章 加入契約

(加入者の単位)
第5条 加入契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。
2 引込線1回線により複数世帯、複数法人・団体が加入する場合には、原則として各世帯、又は各法人・団体ごとに加入契約を締結するものとします。
3 単一の法人・団体の場合であっても、ホテルの客室、病院の病室、学校の教室又はこれらに準ずる単位の場合には、原則としてテレビごとに加入契約を締結するものとします。
4 契約成立後、放送法第150条の3に定める初期契約解除制度の対象となります。初期解除制度については本加入契約約款の第40条に規定いたします。

(加入者の分類)
第6条 CCNは、加入者を加入形態によって、業務加入と一般加入に分類します。
(1)業務加入は、ホテル・飲食店・事業所等が、集客・顧客サービスの目的でCCNの放送サービスを受ける場合
(2)一般加入は、業務加入以外の場合

(加入申込の方法)
第7条 加入申込をするときは、この約款をご承認の上、次の書類をGCNに提出していた

だきます。

- (1)加入申込者の氏名、住所、放送サービスを受ける受信機の台数、利用を希望する放送サービスの種類等所定の事項を記入した加入申込書兼承認書

(加入申込の承諾)

第8条 CCNは、前項の定めにかかわらず、次の各号の場合には加入申込を承諾しないことがあります。

- (1)加入申込者が放送サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合
(2)その他放送サービスに関する会社の業務の遂行上著しい支障がある場合

2 加入契約は、CCNが加入申込を審査し、承諾したときに成立するものとします。

(加入申込書兼承認書記載事項の変更)

第9条 加入者は、その氏名、名称の変更、住所の表示変更等加入申込書記載事項に変更のある場合、速やかにGCNを経由しCCNに届け出るものとします。

(B-CASへの登録)

第10条 多チャンネルサービスを受ける加入者の個人情報、CCNへの加入申込と同時にB-CASへ登録され、個人情報の変更が生じた場合もCCNからB-CASへ連絡いたします。登録される個人情報は、加入者の氏名、生年月日、住所及び電話番号を特定する情報とします。また、加入者はB-CASとの間に秘密保守契約を結び、加入者の個人情報の保護をはかるものとします。

(B-CASカードの取扱い)

第11条 B-CASカードに関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第3章 放送サービスの内容

(放送サービスの種類)

第12条 CCNは、次の放送サービスを提供します。

- (1)多チャンネルサービス利用料金(以下「多チャンネル利用料金」といいます。)の範囲内で行う放送サービスで、ハッピー、劇スポ、デジタルレギュラー、デジタルライトの3とおりのサービス。(以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます。)
(2)多チャンネル利用料金以外の有料による別表記載の放送サービスで、有料番組のサービス。ただし、有料放送WOWOWは含みません。(以下「有料番組」といいます。)
① 有料番組は、多チャンネル利用料金以外の有料によるデジタル放送を同時に再送信するサービス
(3)多チャンネル利用料金以外の有料放送WOWOWを同時に再送信するサービス
2 加入者は、前項第1号の放送サービスの範囲内でのサービス種類の変更をする場合、別表記載の費用をお支払いいただきます。

(有料番組の利用)

第13条 加入者は多チャンネルサービスを利用した場合のみ、有料番組を利用することができます。

- 2 有料番組は、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として利用することが出来るものとし、月末までに特に申し出の無い場合には自動継続するものとします。

(放送番組及び放送内容の変更)

第14条 CCNは、番組の追加、削除及び変更を実施する場合があります。

- 2 CCNは、次の場合、放送内容を予告無しに変更することがあります。
(1)天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合
(2)その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合

第4章 放送サービスの休止等

(放送サービスの中断)

第15条 CCNは、次の場合には放送サービスの提供を中断することがあります。

- (1)有線一般放送施設の保守上又は工事上やむをえない場合
(2)天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合
2 CCNは、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめその旨を加入者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合にはこの限りではありません。

(放送サービスの停止)

第16条 CCNは、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、放送サービスを停止することがあります。

但し、第1号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1)利用料金、工事費等、手数料、その他この約款の規定によりお支払いいただくこと

- になった債務（以下「債務」といいます）について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合
- (2) 第28条（放送サービスの上映及び頒布の禁止）の規定に違反した場合
 - (3) 加入者が、GCNの加入を解除した場合
- 2 CCNは、前項の規定により、放送サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を加入者に連絡します。

第5章 工事及び保守

(STB)

- 第17条 CCNは、多チャンネルサービスの加入者に対し、多チャンネルサービスを希望する受信機1台ごとにSTB（リモートコントローラーは除く。）を1台ずつ貸与するものとし、その使用料は多チャンネル利用料金に含まれるものとします。
- 2 加入者が故意又は過失によりSTBを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として別表記載の費用をCCNに支払うものとします。
 - 3 加入者は、CCNが必要と認める場合を除き、STBの交換を請求する場合は、別表記載の費用をお支払いいただきます。
 - 4 STBの通信機器の利用は、設備・技術的制約等で利用できないことがあることに同意し、その通信機能を利用する場合は、利用者の責任において行うものとします。
 - 5 CCNは、視聴状態の確認を行うために、第39条の規定を遵守した上で、加入者の使用するSTBと、電気信号による通信を行うことができるものとします。

(C-CASカード)

- 第18条 STBを利用する加入者は、C-CASカードをCCNから貸与するものとします。また、CCNは必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。
- 2 C-CASカードはCCNに帰属し、CCNの手配による以外のデータ追加、変更、改ざんを禁止し、それらが行われたことによるCCN及び第三者に及ぼされた損害による利益損失については、加入者が賠償するものとします。
 - 3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として別表記載の費用をCCNに支払うものとします。

(施設の設置および費用の負担)

- 第19条 サービスの提供に必要な施設（放送センターより受信機までの施設）の設置に要する費用負担、及び所有、管理については、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例によるものとします。宅内設備のうち、STBの取付工事（以下「宅内工事」といいます。）に要する費用は、加入者が負担し、STBの所有はCCNとします。
- 2 宅内工事は、GCN指定の工事業者で実施していただきます。また、宅内工事はCCNの指定する工法及び使用機器によるものとします。
 - 3 加入者は、CCNに無断で宅内設備のうち、STBの設置場所の変更などの工事はできません。

(有線一般放送施設、宅内設備の故障等)

- 第20条 加入者は、放送サービスが受信できなくなったときには、GCNの指定する工事業者に点検の請求をしていただきます。
- 2 点検の結果、STB若しくはC-CASカード以外の宅内設備及び受信機に故障がある場合には、調査費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。
 - 3 B-CASにより加入者に貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「B-CASカード使用許諾約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードとお取替えがなされます。
 - 4 前項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により有線一般放送施設、STB、C-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。

(設備の設置場所等の変更)

- 第21条 加入者は、同一家屋内においてのみSTBの設置場所の変更又はSTBの台数の変更が出来るものとします。ただし、宅内工事は原則としてGCN指定の工事業者に実施させるものとします。
- 2 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前にGCNを経由してCCNに届け出てSTBの設置場所を変更することが出来ます。
 - (1) 改築・増築等同一家屋内または、同一敷地内で設置場所を変更する場合
 - (2) 新築等GCNの業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合
 - 3 加入者は、前項各号に該当する場合は、別表記載の費用をお支払いいただきます。

第6章 料金等

(利用料金)

- 第22条 加入者は、多チャンネルサービスの利用に際して多チャンネル利用料金、有料番組を利用する場合に有料番組利用料金を、別表記載のとおりSTB1台ごとにお支払い

- いただきます。
- 2 放送法に基づくNHKの放送受信料は加入契約金及び利用料金の中には含まれませんので、加入者は別途NHKと受信契約を結び、放送受信料を支払う必要があります。
 - 3 有料放送WOWWOWサービス視聴料金は、加入契約金及び利用料金の中には含まれませんので、有料放送WOWWOWの受信を希望する加入者は、所定の受信契約を締結していただく必要があります。
 - 4 CCNは、加入の促進により、第12条の放送サービスを行うため、地域及び期間、並びに放送は、サービスの種類を限定した基本利用料金を設定する場合があります。
 - 5 社会情勢の変化、提供サービスの内容の拡充に伴い、CCNは利用料金の改定をする場合があります。その場合は改定月の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

(利用料金の減免)

- 第23条 加入者が第20条第1項の規定により点検の請求をしてから、CCNが1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行なわなかったことにより、第12条に定めるすべての放送サービスが提供できなかった場合には、その月の多チャンネル利用料金及び有料番組利用料金は免除とします。

(多チャンネル利用料金の計算)

- 第24条 多チャンネルサービスを受け始めた日の属する月の翌月から、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。
- 2 有料番組利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の請求及び支払)

- 第25条 CCNは、別表に定めるサービスの利用形態に応じた1) 利用料及び3) 諸費用(以下「利用料金等」といいます。)をCCNの指定する方法で請求するものとします。
- 2 加入者は、前項に定める利用料金等を加入申込書記載の指定期日に、加入者が届けた方法で支払うものとします。
 - 3 CCNは、原則として加入者に対し、請求書及び領収書の発行を行わないものとします。

(消費税相当額の加算)

- 第26条 当社は、料金その他お支払について、暦月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。
- 2 別表に規定する税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

(端数処理)

- 第27条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

- 第28条 CCNは、加入者の加入契約上の権利の譲渡を禁止します。ただし、加入者が正当な事由をもってあらかじめCCNに届け出、CCNがこれを認めた場合には、この限りではありません。
- 2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を継承するものとします。

(地位の継承)

- 第29条 相続又は法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人又は、合併後の存続法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかにCCNに届け出ていただきます。
- 2 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、その内の1人を会社に対する代表者として届け出ていただきます。
 - 3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、STBの設置場所の変更を行う場合、第21条を準用します。

第8章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

- 第30条 CCNは、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、また、対価の有無にかかわらず、加入者がCCNの放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

- 第31条 CCNは、加入者が加入申込書に記載した以外の場所でSTBを接続してサービスの提供を受けることを不正視聴として禁止します。
- 2 CCNは、加入者が前項に違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

る旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。

附則

- (1) CCNは、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができるものとします。
- (2) この約款は、平成23年4月1日より施行します。
- (3) 平成23年10月1日より改訂施行。
- (4) 平成25年2月1日より改訂施行。
- (5) 平成25年7月1日より改訂施行。
- (6) 平成25年9月1日より改訂施行。
- (7) 平成26年4月1日より改訂施行。
- (8) 平成27年4月1日より改訂施行。
- (9) 平成28年4月1日より改訂施行。
- (10) 平成28年5月21日より改訂施行。

別表

1) 利用料

区分	単位	月額利用料	内容	
多チャンネル 利用料	ハッピー	世帯 STB1台目	地上デジタル放送再送信 BSデジタル放送再送信 デジタル多チャンネル放送	
		2台目以降 STB1台につき		
	劇スポ	世帯 STB1台目		
		2台目以降 STB1台につき		
	デジタル レギュラー	世帯 STB1台目		
		2台目以降 STB1台につき		
	デジタル ライト	世帯 STB1台目		
		2台目以降 STB1台につき		
	デジタル ミニ	世帯 STB1台目		地上デジタル放送再送信 BSデジタル放送再送信
		2台目以降 STB1台につき		

- ※ 月額利用料には、STBの機器使用料を含みます。
- ※ 利用料には、有料番組の利用料金、NHKカラー及び衛星受信料、WOWOWの視聴料は含まれておりません。
- ※ ハッピー、劇スポ、デジタルレギュラー及びデジタルライトの番組内容はCCNが別途定めます。
- ※ デジタル放送サービスの2台目以降を利用する場合は、双方のうち上位コースを1台目基本利用料として適用します。

区分	月額利用料	内容
楽録利用料	900円(税込972円)	録画機能付きセットトップボックスを利用する場合
ブルーレイ搭載楽録利用料	2,000円(税込2,160円)	再生機能及び録画機能付きセットトップボックスを利用する場合

内容

区分	単位	月額利用料	内容
有料番組利用料	台	2,000円(税込2,160円)	スター・チャンネル1 / 2 / 3
	台	1,200円(税込1,296円)	グリーンチャンネルHD / 2HD
	台	1,800円(税込1,944円)	衛星劇場 HD
	台	1,500円(税込1,620円)	東映チャンネル HD
	台	1,500円(税込1,620円)	フジテレビONE / TWO / NEXT
	台	1,200円(税込1,296円)	フジテレビNEXT
	台	900円(税込972円)	レジャーチャンネル
	台	900円(税込972円)	SPEEDチャンネル
	台	1,300円(税込1,404円)	J SPORTS 4
	台	600円(税込648円)	テレ朝チャンネル1
	台	2,500円(税込2,700円)	KN TV HD
	台	700円(税込756円)	日本映画専門チャンネル HD
	台	700円(税込756円)	時代劇専門チャンネル HD
	台	791円(税込854円)	ディズニー・チャンネル HD / ディズニーXD
	台	2,300円(税込2,484円)	Mnet HD

台	900円(税込972円)	日テレG+
台	900円(税込972円)	日経CNBC
台	739円(税込798円)	アニマックス HD
台	2,286円(税込2,468円)	J SPORTS 1/2/3/4 HD

2) 工事費等

区 分	金 額	備 考
宅内機器設置調整費	実 費	
増幅器設置費	実 費	
機器移設工事負担金	実 費	S T B 取付場所の移設
調査費	実 費	加入者設備区分の故障の調査
点検、補修、改修費等調査費	実 費	

3) 諸費用

区 分	金 額	備 考
デジタル区分変更手数料	500円(税込540円)	ベーシックチャンネル内の区分変更の場合
解約・解除手数料	2,000円(税込2,160円)	
S T B 設置費用	5,000円(税込5,400円)	S T B を設置する場合
S T B 撤去費用	2,000円(税込2,160円)	S T B を撤去場合
B-CASカード発行手数料	1,905円(税込2,050円)	B-CASカード使用許諾契約約款に規定する有償交換又は再発行の場合
C-CASカード発行手数料	2,858円(税込3,086円)	
S T B 機器補償金	50,000円(税込54,000円)	加入者の過失による故障の場合
楽録機器補償金	74,286円(税込80,228円)	加入者の過失による故障の場合
ブルーレイ搭載楽録機器補償金	117,143円(税込126,514円)	加入者の過失による故障の場合
デジタルホームターミナル用リモートコントローラー	3,500円(税込3,780円)	加入者の過失による故障の場合

4) 共通特記事項

※ 加入促進のため、値引きすることがあります。